

2012年（平成24年）3月8日

各 位

本店所在地 東京都千代田区麴町2-4
会社名 そーせいグループ株式会社
(コード番号 4565 東証マザーズ)
代表者 代表執行役社長CEO 田村真一
問い合わせ先 執行役副社長CFO 虎見英俊
電話番号 03-5210-3290(代表)

連結子会社の第三者割当増資に関するお知らせ

当社の100%子会社である株式会社そーせい（以下、「そーせい」）は、本年3月8日開催の同社の取締役会において、株式会社ジャフコが無限責任組合員として運営管理するジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合（以下、「ジャフコ・スーパーV3」）を割当先とした、A種優先株式の第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」）についての決議を行いましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本第三者割当増資の決議は、下記「2. 第三者割当増資の概要」の「（13）追加の第三者割当増資」に記載のとおり、そーせいが追加資金が必要と判断した場合に、追加の第三者割当増資（本第三者割当増資と合計して最大836百万円）が行われる場合があることを前提にしております。

また、本年3月9日開催のそーせいの臨時株主総会において、本第三者割当増資についての決議を予定しております。

記

1. 連結子会社による第三者割当増資の目的

当社の100%子会社であるそーせいは、新たな開発品として2011年5月 BioAlliance Pharma SA（ビオアリアンス・ファルマ社、フランス）より口腔咽頭カンジダ症治療薬S0-1105（欧州Loramyc®（ロラミック®）、米国Oravig®（オラヴィグ®）の商品名で発売済み）の日本における独占開発販売権を取得いたしました。S0-1105は免疫機能の低下した患者等に発症する口腔咽頭カンジダ症を治療する口腔粘膜付着性の抗真菌剤であり、フランスで最初の承認を取得して以来、現在欧州26カ国、韓国および米国において承認されています。

当社グループは、ベンチャー企業であるが故に一般の製薬企業に比べて経営資源に制約があります。その限られた中で継続的な事業拡大を図るためには、効率的な手持ち資金の運用と同時に、可

能な限り既存株主の利益を毀損することなく外部からの資金調達を行い、経営資源の一部として充当してゆく必要があります。

このような観点から、この度の第三者割当増資は当社子会社であるそーせいとして、S0-1105の開発資金への充当を目的として実施するものです。この増資により温存される経営資源を用いて、当社グループとして更なる企業価値の向上を図ってまいります。

2. 第三者割当増資の概要

- (1) 株式種類 A種優先株式
- (2) 発行株式数 300株
- (3) 発行価額 1株につき1,000,000円
- (4) 調達金額 300,000,000円
- (5) 資本組入額 150,000,000円
- (6) 払込期日 2012年3月14日
- (7) 割当先 300株：ジャフコ・スーパーV3
- (8) 株式の主な内容
 - ① 株主総会議決権の制限（無議決権株式）
 - ② 第三者への譲渡の制限
 - ③ 普通株式を対価とする取得請求権
下記（12）の条件もとの普通株式転換請求権（請求可能期間は払込期日の翌日以降となります。）
 - ④ 残余財産の優先分配
 - ⑤ 株式分割または株式併合の制限
 - ⑥ 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利の制限
 - ⑦ 株式または新株予約権無償割当を受ける権利の制限
- (9) 資金使途
払込期日からS0-1105についての薬事法に基づく製造販売の承認取得までのS0-1105の開発に充当（当社としては、2017年3月期中に承認取得を予定しておりますが、予想できない様々な要因により承認取得時期が変更となる可能性があります。）
- (10) 当社とジャフコ・スーパーV3との間での、当社への買取請求権および当社による買受請求権の行使条件
本第三者割当増資に関してジャフコ・スーパーV3との間で契約を締結した日の2年後である2014年3月8日以降であって、以下の事由が生じていること。
 - ① S0-1105についての薬事法に基づく製造販売の承認申請（2016年3月期中を予定）または第3回治験に係る治験届の提出（当社は第2回治験後に承認申請できると想定しておりますが、様々な要因により第3回治験の実施が必要となる可能性があります。）
 - ② そーせいと第三者とのサブライセンスの契約締結（当社としては、S0-1105の開発最終段階においてサブライセンス契約を締結できるように努力して参りますが、予想できない様々な要因により契約締結時期が変更となる可能性があります。）

③ 合理的な理由がないにもかかわらず、S0-1105の第2回治験についての治験総括報告書の完成後12ヶ月以内に上記①または②のいずれも発生しないこと

(11) 当社とジャフコ・スーパーV3との間での、当社への買取請求権および当社による買受請求権が行使された場合におけるA種優先株式についての当社の買取価額

ジャフコ・スーパーV3が保有するA種優先株式全部についての当社の買取価額は、以下の①または②の価額となります。なお、S0-1105の開発が中止された場合は、ジャフコ・スーパーV3が保有するA種優先株式全部を以下の③の価額で買い取ることとなります。

① S0-1105の評価額（第三者とのサブライセンス契約の条件等に基づき、一定の計算式により算出される金額）に、本第三者割当増資および下記（13）の追加の第三者割当増資により調達した金額（以下、「本調達金額」）がS0-1105の開発費用総額に占める割合（当該割合は1を上限とする。）を乗じた金額

② 本調達金額に、本調達金額に買取代金受領日までに係る一定の利率を乗じて得られる金額を加えた金額

③ S0-1105の開発を中止した時点における本調達金額の残存額に、本調達金額の残存額に買取代金受領日までに係る一定の利率を乗じて得られる金額を加えた金額

(12) 普通株式への転換請求権

① 行使条件

転換請求を行う10営業日前に、そーせいに対して転換請求を行う意向がある旨の書面による通知をすること（ジャフコ・スーパーV3が当該通知を行うことができるのは、そーせいまたは当社に本第三者割当増資に関してジャフコ・スーパーV3との間で締結した契約上の義務または表明保証に重大な違反がある場合、上記（10）のジャフコ・スーパーV3の買取請求権に係る買取義務に当社が違反した場合等、一定の場合に限られており、また、普通株式への転換請求権の部分的な行使は認められておりません。）

② 普通株式への転換請求権を行使された場合のジャフコ・スーパーV3の議決権割合A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべきそーせいの普通株式の数は次のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{A種優先株式1株の取得} \\ \text{と引換えに交付すべき} \\ \text{そーせいの普通株式の数} \end{array} = \frac{\text{(完全希薄化後普通株式数} \times 200\%) }{\text{(取得請求時の発行済A種優先株式数)}}$$

「完全希薄化後普通株式数」とは、取得請求時の発行済普通株式数（そーせいが保有する普通株式およびA種優先株式の取得と引換えに交付された普通株式を除く。）に、取得請求時点で発行されている、そーせいの普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その取得と引換えにそーせいの普通株式を交付することとなる取得請求権付株式または取得条項付株式（A種優先株式を除く。）、その他の請求または権利の行使によりそーせいの普通株式を交付することとなる証券または権利の全てが、取得請求時に請求または行使され、そーせいの普通株式が交付されたと仮定した場合に増加するそーせいの普通株式の数を加えた株式数をいうものとし、「A種優先株式数」には、そーせいが保有するA種優

先株式の数を含まないものとする。

取得請求権の行使の結果、A種優先株主に対し交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をA種優先株主に交付するものとする。

以上から、A種優先株式すべてについて転換請求権を行使された場合のジャフコ・スーパーV3の議決権割合は3分の2になります。

(13) 追加の第三者割当増資

当社およびそーせいは、ジャフコ・スーパーV3との間で、本第三者割当増資の払込期日後、2014年3月末日までの間、そーせいの要請がある場合には、追加の第三者割当増資をジャフコ・スーパーV3が引き受けることを合意しております。追加の第三者割当増資の主な内容は以下のとおりです。

① 株式種類	A種優先株式
② 発行株式数上限	536株
③ 発行価額	1株につき1,000,000円
④ 調達金額上限	536,000,000円
⑤ 期間	本第三者割当増資の払込期日後から2014年3月31日まで
⑥ 割当予定先	ジャフコ・スーパーV3
⑦ 追加の第三者割当増資の回数	1回または複数回
⑧ 追加の第三者割当増資を行う場合	そーせいがS0-1105の開発に追加資金が必要と判断した場合
⑨ 払込の前提条件	第2回治験に係る治験計画届書が厚生労働省に提出されていること等が払込の前提条件になります。

3. 本第三者割当増資に関し普通株式転換請求権が行使された場合におけるそーせいの普通株式に対する当社の持株比率等

(1) 当社持株比率

上記「2. 第三者割当増資の概要」の「(12) 普通株式への転換請求権」に記載のとおり、本第三者割当増資に係るA種優先株式すべてについて転換請求権を行使された場合のジャフコ・スーパーV3の議決権割合は3分の2となるため、その場合における当社持株比率は3分の1となります。

(2) 子会社でなくなる場合およびその可能性

本第三者割当増資に係るA種優先株式すべてについて普通株式転換請求権が行使された場合には、そーせいは当社の子会社でなくなります。普通株式転換請求権行使の前提条件となる通知を行うことができるのは、上記「2. 第三者割当増資の概要」の「(12) 普通株式への転換請求権」に記載のとおり、一定の場合に限られています。

4. 今後の見通し

当社の平成24年3月期連結決算に与える損益への影響はありません。なお、今後、開示すべき事

項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

5. 連結子会社の概要

(1) 商号	株式会社そーせい
(2) 代表者	代表取締役社長 平山 健
(3) 本店所在地	東京都千代田区麴町2-4
(4) 資本金	100,000,000円
(5) 発行済株式総数	普通株式：100株
(6) 株主	そーせいグループ株式会社（持株比率100%）
(7) 事業の内容	導入開発品の国内開発・事業化推進

以上